平成２５年（フ）第２１１号
神戸市北区ひよどり台５丁目６番地　34棟303号
債務者　紺　久美子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４号
島根県益田市土田町559番地１
債務者　佐々木　博
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで　松江地方裁判所益田支部

平成２５年（フ）第１３４号
沖縄県那覇市首里鳥堀町４丁目19番地　コーポラス知念３－Ｃ
債務者　當眞　嗣也
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月30日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２８号
青森県三沢市南町１丁目31番地2715号　新山春男貸家
債務者　澤上　　忍
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第３１号
青森県三戸郡五戸町大字倉石中市字小渡32番地１
債務者　小渡　俊一
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第５８号
青森市大字浪館字近野24番地１
債務者　葛西　幸治
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６９５４号
大阪府大東市深野４丁目17番75号　メゾン深野Ⅱ－301号、前住所大阪府門真市下馬伏町21番21号
債務者　菅多　　司
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９２号
大阪市生野区勝山北２丁目８番７号
債務者　梶井　幸子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１００９号
大阪府東大阪市柏田東町６番４号
債務者　柏村真裕美
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０３１号
大阪府豊中市二葉町１丁目19番43―402号
債務者　Ａ－ＳＡＴこと　和田　英一
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０５５号
大阪市東住吉区中野３丁目８番11―1103号
債務者　清水　義郎
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１１８号
大阪府豊中市本町９丁目４番18号、前住所大阪府豊中市立花町２丁目５番５号
債務者　松澤　昭二
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３２８号
大阪市鶴見区放出東２丁目５番３―811号
債務者　坂本　英一
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３３４号
大阪市鶴見区放出東２丁目５番３―811号
債務者　坂本福美こと　康　　福美
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５２２号
大阪市西成区玉出西１丁目19番１号　ベルメゾン玉出203
債務者　江隈　武則
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５２８号
大阪府枚方市藤阪東町３丁目７番28号
債務者　岡本　和子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７３９号
大阪府枚方市禁野本町１丁目８番３―303号
債務者　三輪由美子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部